

ほけんだより

2020. 8. 19 (水)
平川市立尾上中学校
保健室

いつもより少し短い夏休みが終わりました。明日からは尾中祭に向けての準備が始まります。同時に健康診断も再開されます。夏休みで生活習慣が少し崩れている人がいるかもしれません。朝ご飯をしっかりと食べて登校しましょう。健康診断も再開されるので引き続き体温測定をよろしくお願いいたします。

～9月中旬までの健康診断の予定です～

- 8月20日(木) 21日(金) 聴力検査 ※1・3年生のみ
- 9月 2日(水) 尿検査一次
- 9月16日(水) 内科検診2年生
- 9月17日(木) 尿検査二次 ※一次欠席、対象者のみ
- 9月17日(木) 心電図検査 ※1年生のみ

～おうちの方へ～ *再度お知らせです。

お子さんがケガをして病院にかかりましたら、まずは学校(57-3220)までご連絡ください。下記のような保険が適用になる場合があります。



学校でケガをしたとき

適用になる保険

⇒ 「日本スポーツ振興センター」

(登下校中、部活中、休み時間も含む)

医療費が5,000円以上(診療報酬請求点数が500点以上)の場合該当になります。(保険証利用で3割負担の場合は1,500円以上、接骨院などの保険外診療の場合は5,000円以上。)

サポーターなどの装具代についても給付されます。

給付額は医療費の4割です。(保険証利用で3割負担の場合は、実際支払った医療費より1割増して給付されます。)

*学校管理下のケガをしたり、病気(熱中症等)になったときは、日本スポーツ振興センターの災害給付制度が優先されます。病院等での支払いが上記の金額(1,500円以上)を超えた場合は、医療機関窓口では『子ども医療費受給資格証』は提示せず、現金で支払いをお願いいたします。そして、受診したことを学校にご連絡ください。学校から、手続きの用紙を渡します。上記の金額に届かない場合は「子ども医療費受給資格証」をご使用ください。

*日本スポーツ振興センターの補償対象のけがの場合で、子ども医療費受給資格証を使用した場合には病院窓口等で支払い直しをしていくことが必要になります。

保護者の皆様へ

令和2年4月

平川市教育委員会

医療機関受診にあたってのお願い

日本スポーツ振興センターに加入した場合、学校管理下のけがや疾病で受診の際は、同制度が優先されますので、医療機関窓口では『子ども医療費受給資格証』は提示せず、現金でお支払いをお願いすることになります。

お支払いした医療費は、各学校を通じて日本スポーツ振興センターへ給付申請することで後日、給付されます。

ただし、窓口負担が総額で1,500円未満の場合は、日本スポーツ振興センター災害給付制度は適用されませんので、その際には、『子ども医療費受給資格証』を提示して下さるようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせをお願いいたします。

【お問い合わせ】

学校教育課 学校管理係

電 話 0172-44-1111 (内線 2264)